

沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱

(平成13年10月1日制定)
(平成17年1月24日改正)
(平成25年3月29日改正)
(平成25年11月11日改正)
(令和3年1月21日改正)
(令和3年3月30日改正)
(令和4年3月31日改正)
(令和5年3月29日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 知事は、地域において必要なバスの運行について、その確保を図り、もって地域住民の福祉の向上に資するため、市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 沖縄県生活交通確保維持協議会をいう。
- (3) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの。
 - ア 地域住民の生活交通に供する路線であること。ただし、原則として乗車定員10人を超える車両により運行する系統とし、高速バス、急行バス、季節運行若しくは定期観光又は主として観光客の利便のための運行系統を除くものとする。
 - イ キロ程が10km以上のもの（キロ程の50%以上が離島又は過疎地域を運行する路線（以下「離島又は過疎路線」という。）にあつては7km以上のもの）。
 - ウ 1日当たりの輸送量が3～150人のもの（離島又は過疎路線にあつては2人以上150人以下のもの）。
 - エ 1日当たりの運行回数が2回以上のもの（離島又は過疎路線にあつては1回以上のもの）。
 - オ 経常収益が経常費用の11/20以上の路線、又は経常収益が経常費用の11/20に満たない路線で、市町村が補助することにより経常収益並びに当該市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの（離島又は過疎路線にあつては経常費用の9/20とする）。
- (4) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (5) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。
$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$
- (6) 離島 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に属する島をいう。
- (7) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域で、沖縄県に属する市町村をいう。
- (8) 経営改善査定制度 補助対象期間の路線バス事業の経常収支比率が前年度より2%以上悪化している生活バス路線の運行を行う市町村、又は乗合バス事業者（退職金の増加等特殊事情によって経常収支比率が悪化した場合は除く。）について、補助金を一定の率で減額する制度をいう。

(生活バス路線の指定)

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする市町村は、協議会における協議結果に基づき、生活バス路線指定申請書（第1号様式）を補助金の交付を受けようとする会計年度の10月31日までに、

知事に提出しなければならない。

- 2 生活バス路線の指定を変更しようとする市町村は、生活バス路線指定変更申請書（第2号様式）を変更する日の2か月前までに、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容を適当と認めるときは、当該申請に係るバス路線を生活バス路線として指定し、又は指定を変更し、生活バス路線指定（指定変更）通知書（第3号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（生活バス路線の指定の取消）

- 第4条** 知事は、生活バス路線の指定又は指定の変更を通知した後において、当該指定に係るバス路線が生活バス路線の要件に該当しなくなったとき、又は生活バス路線として不適當であると認められるときは、その指定を取り消すものとする。

第2章 運行費補助金

（補助対象者）

- 第5条** 補助対象者は、生活バス路線の運行を行う市町村、又は乗合バス事業者に対し補助を行う市町村とする。

（補助対象路線）

- 第6条** 補助対象路線は、生活バス路線とする。ただし、市町村が、乗合バス事業者に対し補助を行う場合は、その補助対象経費の2分の1に相当する額以上を補助する路線とする。

（補助事業の基準）

- 第7条** 補助金の交付対象となる市町村が行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象期間に生活バス路線の運行によって得た経常収益の額が、同期間の当該生活バス路線の補助対象経常費用に達していないものとする。
- (2) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）により、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受ける生活バス路線については、当該補助金も経常収益とみなす。）との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額 ×

$$\left[\frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}} \right]$$

- (3) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする（離島又は過疎路線にあつては経常費用の11/20に相当する額を限度とする）。
 - (4) 経営改善査定制度の適用を受ける補助対象者については、補助金額の2%を乗じて得た額を減額する。当該生活バス路線を運行する乗合バス事業者が次年度以降も連続して経営改善査定制度の適用を受ける場合は、連続した各年度毎に2%を加算した率を乗じて得た額を減額する。ただし、累積した減額率は10%を限度とする。
- 2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。
 - 3 市町村長は、乗合バス事業者に対し補助を行う場合は、乗合バス事業者であつて、最も少ない補助金で生活バス路線を運行するものを補助対象者として選定するものとする。
 - 4 市町村長は、補助対象者に対し、沖縄県補助金等の交付に関する規則及び本交付要綱を遵守するよう条件を附するものとする。

（補助金の交付額）

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、生活バス路線確保対策（運行費）補助金交付申請書（第4号様式）に次の各号に規定する書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助を受けようとする路線と他の乗合バス事業者の運行系統との関係を示した地図
- (2) 補助対象期間における損益の積算内訳を記載した損益計算書
- (3) 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、生活バス路線確保対策（運行費）補助金交付決定及び額の確定通知書（第5号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

第3章 車両購入費補助金

(補助対象者)

第11条 補助対象者は、生活バス路線の運行を行う市町村又は乗合バス事業者に対し補助を行う市町村とする。

(補助対象車両)

第12条 補助対象車両は、生活バス路線の運行の用に供する車両又は当該車両の代替車両とし、補助金の交付を受けようとする会計年度内に購入を完了するものとする。ただし、市町村が、乗合バス事業者に対し補助を行う場合は、その補助対象経費の2分の1に相当する額以上を補助する車両とする。

(補助対象経費)

第13条 補助対象経費は、1両につき実購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額、又は450万円のいずれか少ない額を限度とする。

(補助金の交付額)

第14条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第15条 補助金の交付を受けようとする者は、生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金交付申請書（第6号様式）に当該路線と他の乗合バス事業者の運行系統との関係を示した地図を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第16条 補助対象者は、補助対象車両に係る補助金の交付額の変更が生ずる場合は、遅滞なく生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金変更交付申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定又は変更交付決定)

第17条 知事は、前2条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定又は変更交付決定を行い、生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金交付（変更交付）決定通知書（第8号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第18条 補助対象者は、補助対象車両の購入を完了した場合は、その完了後20日以内（当該購入が第

15条の規定により補助金の交付申請をする日の20日以前に終了している場合は、当該交付申請をする日)又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに生活バス路線確保対策(車両購入費)補助金実績報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第19条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、生活バス路線確保対策(車両購入費)補助金の額の確定通知書(第10号様式)により、当該補助対象者にその旨を通知するものとする。

第4章 雑 則

(補助金の経理等)

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしなければならない。

2 市町村は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第21条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請に虚偽の記載をしたとき。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの補助対象期間に係る「沖縄県地方バス運行対策補助金」については「沖縄県地方バス運行対策補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。
- 2 平成13年度に限り、生活バス路線の指定に係る第3条中「6月30日まで」とあるのは「10月31日まで」とする。

(令和2年度における特例)

- 3 1日当たりの輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響により第2条第1項第3号ウの基準を下回った場合は、令和2年度に限り、同号ウの規定を適用しない。
- 4 経常収支比率が新型コロナウイルス感染症の影響により前年度より2%以上悪化した場合は、令和2年度に限り、第2条第1項第8号及び第7条第1項第4号の規定を適用しない。

(令和3年度における特例)

- 5 1日当たりの輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響により第2条第1項第3号ウの基準を下回った場合は、令和3年度に限り、同号ウの規定を適用しない。
- 6 経常収支比率が新型コロナウイルス感染症の影響により前年度より2%以上悪化した場合は、令和3年度に限り、第2条第1項第8号及び第7条第1項第4号の規定を適用しない。
- 和2年度に限り、第2条第1項第8号及び第7条第1項第4号の規定を適用しない。

(令和4年度における特例)

- 7 1日当たりの輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響により第2条第1項第3号ウの基準を下回った場合は、令和4年度に限り、同号ウの規定を適用しない。
- 8 経常収支比率が新型コロナウイルス感染症の影響により前年度より2%以上悪化した場合は、令和4年度に限り、第2条第1項第8号及び第7条第1項第4号の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成16年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。